

(資料1)

山口政策主監提出資料

平成19年5月11日

労働市場改革専門調査会資料(2007.5.11)

外国人住民の現状と課題

—— 群馬県 ——

群馬県新政策課

政策主監 山口 和美

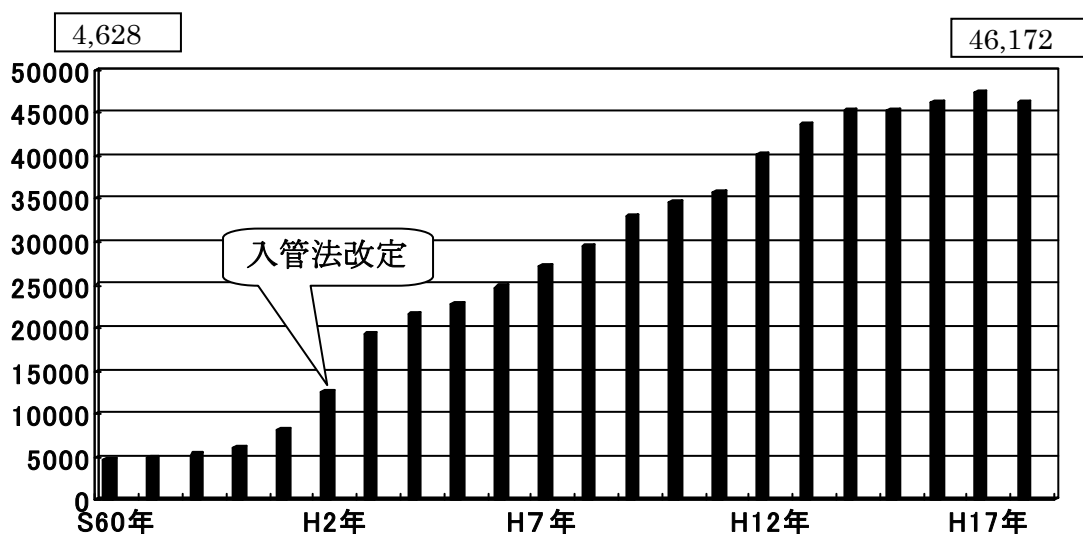
1 外国人登録者の状況

2006.12 現在 46,172 人 県人口の 2.29%

国籍別 ブラジル、中国、フィリピン、ペルーの順
ブラジル、ペルーで 50%を占める

市町村別 伊勢崎、太田、大泉 3 市町が集住地域、60%が集中
大泉町は、人口の 16.5%

(図 1) 群馬県の外国人登録者数の推移



この 20 年で 10 倍の増加
全国では登録者数で 14 位、割合で 7 位 (H17)

2 外国人住民の現状

<北関東圏の多文化共生地域づくり調査から>

調査時期 18年12月から19年1月

調査対象 北関東の集住地域など16地域 約1900世帯

調査方法 対面アンケート調査

回収数 738世帯

○ 定住化が進んでいる

平均在日年数は 8.7 年、5 年以上滞在は 67.9%にのぼっている。そのうち、70%が家族帯同者である。

○ 間接雇用が中心。

業務請負 48.5%、派遣 20.1%で、直接雇用 26.4%。

○ 長時間労働者が多い。就労時間は 7~8 時間 46.7%、8~10

時間 7.2%、10 時間以上 38.2%

- 今後の在日予定は、日本に住み続ける 36.0%、帰国する 21.4%、わからない 41.9%。日本語能力の高い者は定住志向も高い傾向にある。
- 日本語能力について、ブラジル、ペルー国籍の者は「話す」「聞く」「読む」いずれの項目においても他国よりも低い結果になっている。また、親よりも子どもの日本語能力が高い。
- 子どもの教育については、70%の者が日本の教育を受けさせたいと思っているが、心配事は、帰国後の教育や母国語の学習をあげる者が多い。
- 日本の暮らしに必要な情報は、保健・医療・福祉、求人情報、教育、住宅、緊急時の対応・防災の順となっている。生活ルールについてはポイントが低い。
- 日本に来る前に知っていた情報については、「特にない」と「求人情報」のポイントが高く、生活等に関する情報はほとんどないままに来日している者が多い。
- 外国人登録制度について、移転した場合に市町村への変更登録が必要なことを知っている者は約 9 割にのぼり、ほとんどの者が承知している。
- 日本人との交流は、積極的な交流を望んでいるものが多いが、現実には交流のない者がほとんどである。

3 外国人住民を取り巻く課題

現在、集住地域では外国人住民が地域社会に適応できずに、教育、保健・医療・福祉、労働その他地域の生活に係る様々な分野で多くの問題が生じている。

その原因としては、次のことが考えられる。

- 帰国か定住かの予定が立たない中で定住が進んでしまった結果、外国人自身の地域に定着する意識が希薄であること。
- 集住化によりエスニックコミュニティが形成され、旧来の地域社会に依存する必要がないこと。
- 就労環境の厳しさ（長時間労働、勤務先が一定しないこと）等により生活が不安定になり、家族の生活や人生設計等にも影響を及ぼしていること。
- 日本社会の受け入れ体制が不十分であること。

<主な課題>

○ 教育

公立学校に通う子どものうち4割、外国人学校に通う子どもの殆どは日本語指導が必要である。

日本社会に定住する子どもたちが多いという現実を考えると、日本の教育を受け、日本語を習得することが子どもたちの将来にとって必要と考える。

そのためには、公立学校において、外国人児童の教育方針を確立のもと、日本語教育をはじめとした学力指導を充実させることが急務である。

また、外国人学校についても、外国人児童の教育がどうあるべきかという観点から、その位置づけを検討していく必要がある。

○ 保健・医療・福祉

外国人に対しては、内外人平等の原則により社会保障制度は基本的に適用される。しかし、これらの制度を利用できない者、利用しにくい者または利用しない者もあり、結果的に外国人自身の不利益は勿論のこと、感染症の問題、高齢者、障害者問題など日本社会に影響を及ぼす問題も生じている。

- ・健康保険の未加入
- ・診療時の言語の問題
- ・健康診断の未受診・・・感染症などの対策
- ・生活を維持できない者への対策
- ・定住者が年金世代に達したときにどうなるのか

○ 労働

外国人労働者は、現在の地域産業を支え、ひいては地域の活性化を担っている重要な存在である。

しかしながら、彼らの労働の実態は、非熟練労働者として、派遣や請負など間接雇用の形態がほとんどであり、労働条件なども厳しく不安定な環境におかれていることが指摘されているところである。したがって、例えば日本語を学習する時間もとれない、学校の行事にも参加できないといった日本での生活上必要な事項

の習得や社会への参画も難しい状況であることが報告されている。

外国人労働者の安定した生活環境が、地域の問題を解消し、また地域の産業を支えていくうえで欠かせないとの観点から、企業や経済団体と連携した対策を講じる必要がある。

○ 地域社会での近隣住民との摩擦

公営住宅団地においては、外国人の入居率が40%に上る団地もあり、コミュニケーションの不足や生活習慣の違いから地域住民間で様々な問題が生じている。

市町村や自治会では、これらを解消するために、日本人と外国人との交流の場を設営し、意思の疎通を図る試みや、地域の環境整備に努めて住民の自覚を促すなどの取り組みを行っているが、効果はなかなかあがっていない。

外国人住民の場合は、外国人登録法上の個人情報保護の観点から自治会区長への住民情報が提供されないため、「誰が住んでいるのかわからない」状況にあり、地域生活を共に送るうえで大きな支障を来しているという意見が自治会からしばしば提起される。

こうした現実の中で、地域での共生はおろか、不信感や違和感が増幅されているのが集住地域の現状ともいえる。

地域問題の解決に向けては、自治会などの地域に根ざした団体が主体となって行動することが不可欠であるが、人材、ノウハウ、事業の財源などの不足により対応は難しい。地域ぐるみの取り組みができるような環境を整備することが必要。

4 県の対応

(1) 県の役割

外国人が地域社会に定着し、住民として自立していくための環境整備や仕組みづくり

- ・市町村をはじめとした関係機関、団体との連携、協働の推進とその調整
- ・広域的な課題や専門性の高い課題への対応
- ・国への働きかけ

(2) 県の主な施策

- 多文化共生推進体制の整備
 - ・県としての体制整備 専門組織の設置、指針等の策定
 - ・多様な主体との連携
 - 市町村と連携した各種モデル事業の実施
 - 大学、NPO等との連携と協働
 - 他の集住県・集住都市との連携
- 多文化共生の環境整備
 - ・医療通訳派遣制度の構築
 - ・外国人学校の支援
 - ・人材の育成 ボランティア研修、日本語教育担当者研修
- 広報啓発の実施
 - ・シンポジウム、研修会等の実施
 - ・パンフレット、DVD等啓発資料の作成、活用
- 調査研究事業 集住地域等の実態調査等
- 国への働きかけ 国への要望書等提出

5 まとめ

多文化共生社会を形成していくためには

- 多文化共生意識の醸成
 - 日本人も外国人も、多文化社会（グローバル社会）の中で生き
ていることを認識し、多文化共生への理解を深めること
- 多文化共生できる環境の整備
 - 多様な主体と連携、協働して、誰もが住みやすい社会環境を整
えること

子どもを育てるなら群馬県

外国籍の子どもたちにも、自分の未来を信じ、自分の道を切
り開くことのできる環境を！